

軽微な変更の取扱い

変更内容	国の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法 (※1を参照)	利用者及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記録 (※2を参照)
①サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びサービス担当者等と連絡を取り、振り替えた理由等を記載。 予定と実績の整合が図られていることを確認。 	利用者及びサービス担当者等から振り替えた理由等の報告を受け、もしくは聞き取りを行い、記載する。 (変更後の6, 7表を交付する必要なし)	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①振り替えた理由等 ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
②サービス提供の回数変更 (※3を参照)	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	2, 3, 6, 7表を見え消し (2, 3表には、変更年月日付記)	変更後の2, 3, 6, 7表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽微な変更に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
③利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	1表を見え消し (変更年月日付記)	変更後の1表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽微な変更に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	1, 2, 3, 6, 7表の修正箇所を見え消し (1, 2, 3表には、変更年月日付記)	変更後の表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽微な変更に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え

変更内容	国の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法 (※1を参照)	利用者及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記録 (※2を参照)
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要がなく、単に目標期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	口頭	2表を見え消し (変更年月日付記)	変更後の2表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アセスメント(モニタリング)の結果 ②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況 ③軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え ④当該計画の有効性及び目標を延長 することで期待できる効果を含む 介護支援専門員としての判断
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	口頭	7表を見え消し	変更後の7表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽微な変更 に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え
⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。	口頭	2, 3, 6, 7表を見え消し (2, 3表には、 変更年月日付記)	変更後の2, 3, 6, 7表を交付	<p>必要</p> <p>◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽微な変更 に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え

変更内容	国の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法 (※1を参照)	利用者及びサービス担当者等への周知方法	支援経過記録への記録 (※2を参照)
⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	2表を見え消し (変更年月日付記)	変更後の2表を交付	必要 ◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。 ①アセスメント(モニタリング)の結果 ②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況 ③軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え ④当該計画の有効性及び目標を延長 することで期待できる効果を含む 介護支援専門員としての判断
⑨ 担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者 と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	口頭	1, 6表を見え消し (1表には、 変更年月日付記)	変更後の1, 6表を交付	必要 ◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。 ①軽微な変更 に該当する状況 ②軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え

※1. 変更箇所への記載については、事業所が持っている原本を変更し、その写しを利用者及びサービス担当者等へ交付する。

※2. 支援経過記録への記載については、変更時点(年月日)、変更内容、サービス担当者へ「いつ」、「何を」、「どのように」周知したかを、記載すること。
また、口頭で得た同意については、支援経過記録に説明日時、相手方、説明内容、同意の有無(相手方の反応)、同意日について記載すること。
利用者からの同意が口頭の場合でも、利用者の署名・捺印を否定するものではありません。

※3. 位置付けたサービスを削除する(例:通所介護週1回を0回とする)場合は、一連のケアマネジメントを行ってください。

※4. 上記取扱を行っていなかった場合は指導の対象となり、場合によっては運営基準減算を適用する。